



類似2813

平成 28 年 2 月 21 日

つくば市議会議長 塩田 尚様

別居・離婚後の親子の断絶を防止する公的支援を求める陳情

陳情者 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
東京情報大学心理教育コース准教授 臨床心理士
連絡先 [REDACTED]

○陳情趣旨

2012 年には民法も改正され、同 766 条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とあり、初めて、面会交流・養育費が明記されました。しかしながら、我が国では、離婚届は、特段、養育費・面会交流を取り決めないでも受理され、また、「子の最善の利益」の定義が明確でなく、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進まない現状です。

兵庫県明石市では、これらの現状を踏まえ、2014 年より、国に先駆け、子ども養育の専門相談窓口を設け（弁護士、臨床心理士など専門スタッフ）養育費や面会交流を定めた「子どもの養育に関する合意書」や「子ども養育プラン」の作成アドバイスを行っています。

これらの明石市の取組は、厚生労働省でも「ひとり親家庭への支援施策に関する事例」として注目されており、社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」においても、「養育費の確保・面会交流については、「明石市こども養育支援ネットワーク」に見習う点も多い。」との意見が述べられています。内閣府における子どもの貧困対策会議では、養育費確保支援の方策として、「地方自治体での弁護士による養育費相談の実施」、「離婚届出書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付」などがあげられ、国においても、明石市モデル導入の動きが具体化しております。

また、自治体においても、鹿児島市、奈良市、愛知県半田市、知多市、埼玉県新座市などが、既に明石市同様の参考書式の配布を開始されています。

本市においても、明石市モデルを参考にして、子どもの養育に関する取り決めを促すために効果的な施策を速やかに実行するようお願いいたします。

○陳情事項

つくば市において、兵庫県明石市の取り組みを参考に、別居・離婚後の面会交流に対する公的支援策の実施と相談体制の整備を図って下さい。

以上